

閉校施設用

減 免 申 請 書

利用申請を行った()学校の 体育館 ・ 運動場 ・ その他 ()

の利用料については、次の理由により免除願いたいので申請します。

(理 由)

日田市立小中学校の施設の開放に関する規則第 8 条による。

↓該当するものに○をすること

	1	市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき
	2	市長または教育委員会が特に必要と認める団体がその事業目的のために利用するとき
	3	市内の保育園、認定こども園、地域型保育事業所、放課後児童クラブが保育または教育活動のために利用するとき
	4	市内の小学校、中学校、高等学校が教育活動のために利用するとき
	5- ()	市内の学校教育団体がその事業目的のために利用するとき
	6- ()	市内の社会教育団体がその事業目的のために利用するとき

※項目5(学校教育団体)、項目6(社会教育団体)の場合は、規則に定める団体の種類の番号を記入してください

(その他特別な場合の理由)

.....

.....

年 月 日

申請者	住 所	
	団 体 名	
	代表者名	

※減免申請を行う場合、利用団体名は日田市立小中学校の施設の開放に関する規則第 8 条に定められた団体名を記入すること
規則に定めのない団体は減免が認められません

学校施設使用料の減免が認められる団体

(施設の設置及び管理条例施行規則第8条における減免団体の区分一覧)

区分			
1	市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき。		
2	市長又は教育委員会が特に必要と認める団体がその事業目的のために利用するとき。		
3	市内の保育園、認定こども園、地域型保育事業所又は放課後児童クラブが保育又は教育活動のために利用するとき。	保育園、認定こども園、地域型保育事業所、放課後児童クラブ	(担当課) こども未来課
4	市内の小学校、中学校又は高等学校が教育活動のために利用するとき。	小学校、中学校、高等学校、日田支援学校(部活動、生徒会活動含む)、中学校修学旅行委員会、日田市中学校文化連盟(文化祭)	学校教育課
5	市内の学校教育団体がその事業目的のために利用するとき。	(1) 日田市教科部会(各教科部会、事務職員部会、養護教員部会)	学校教育課
		(2) 日田市生徒指導協議会	
		(3) 日田市校長会	
		(4) 日田市教頭会	
		(5) 日田市学校保健会	
		(6) その他学校教育団体と認められるもの	
6	市内の社会教育団体等がその事業目的のために利用するとき。	(1) 日田市スポーツ協会、各個別協会、各個別連盟、各地区体育協会、スポーツ少年団	スポーツ振興課
		(2) 日田市女性団体連絡協議会	社会教育課
		(3) 日田文化連絡会	社会教育課
		(4) 日田市交通安全推進協議会	市民課
		(5) 日田地区防犯協会連合会	市民課
		(6) 日田市連合育友会	社会教育課
		(7) 日田市自治会連合会 及び各自治会等	まちづくり推進課
		(8) 市内の住民自治組織(収益的な活動を除く)	まちづくり推進課
		(9) 市内の自主防災組織及び防災士会	防災・危機管理課
		(10) 日田市社会福祉協議会 及び各地区社会福祉協議会	社会福祉課
		(11) 日田市民生委員児童委員協議会(各地区民生委員児童委員協議会を含む)	社会福祉課
		(12) 日田市ボランティア連絡協議会	社会福祉課
		(13) 日田市母子寡婦福祉会	こども未来課家庭相談室
		(14) 日田市手をつなぐ育成会	社会福祉課
		(15) 一般財団法人日田市公民館運営事業団(各地区公民館を含む)	社会教育課
		(16) 日田市老人クラブ連合会(各地区老人クラブを含む)	長寿福祉課
		(17) 日田市身体障害者福祉協議会	社会福祉課
		(18) 日田市認定こども園連合会	こども未来課
		(19) 日田市民間保育連盟	こども未来課
		(20) 日田市幼稚園連合会	こども未来課
		(21) その他社会教育団体と認められるもの	社会教育課

記入例

閉校施設用

減 免 申 請 書

利用申請を行った()学校の 体育館 ・ 運動場 ・ その他 ()

の利用料については、次の理由により免除願いたいので申請する。

(理 由)

日田市立小中学校の施設の開放に関する規則第 8 条

↓該当するものに○をマーク

	1	市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき
	2	市長または教育委員会が特に必要と認める団体がその事業目的のために利用するとき
	3	市内の保育園、認定こども園、地域型保育事業所、放課後児童クラブが保育または教育活動のために利用するとき
	4	市内の小学校、中学校、高等学校が教育活動のために利用するとき
	5- ()	市内の学校教育団体がその事業目的のために利用するとき
	6- ()	市内の社会教育団体がその事業目的のために利用するとき

※項目5(学校教育団体)、項目6(社会教育団体)の場合は、規則に定める団体の種類の番号を記入してください

(その他特別な場合の理由)

「5-(6)その他学校教育団体と認められるもの」、「6-(21)その他社会教育団体と認められるもの」の場合は、ここに認められる理由を記入してください。

年 月 日

申請者	住 所	
	団 体 名	
	代表者名	

学校利用申請書（左面）と
減免申請書（右面）の『申請
者』は、同一の団体名となり
ます。
減免対象外の団体の場合は、
左面のみの記入となります。

減免申請を行う場合、利用団体名は日田市立小中学校の施設の開放に
する規則第 8 条に定められた団体名を記入すること
規則に定めのない団体は減免が認められません